

中小企業金融モニタリングに係る業界団体ヒアリング 及び 中小企業・小規模事業者の倒産動向等

平成25年5月 経済産業省

○中小企業金融モニタリングに係る業界団体ヒアリング

第2回会議に引き続き、金融円滑化法期限到来後の各業界の動向をきめ細かく把握するため、経済産業省が所管する業界団体に対して5月中旬にかけてヒアリングを実施。84団体から回答を得た。また、全国商工会連合会を通じて、全国300の主要商工会を対象にヒアリングを実施し、270の商工会から回答を得た。その結果概要は以下のとおり。

※ヒアリングを実施した業界

石油関係業界、建設資材業界、産業機械業界、金属・金型関係業界、車両関係業界、紙業関係業界、繊維関係業界、皮革関連業界、化学製品業界、娯楽関係業界、小売関係業界、情報サービス業界、その他サービス業界

1. 業界団体ヒアリング

Q. 最近、特に4月1日以降、金融機関の融資や条件変更の姿勢に変化が見られるか

1. 緩やか 0団体 2. 変わらない 83団体 3. 厳しい 1団体

Q. 最近、特に4月1日以降、資金繰りに問題はないか。

1. 改善 0団体 2. 変わらない 82団体 3. 悪化 2団体

Q. 最近、特に4月1日以降、同業者の倒産の増加が見られるか。

1. 減少 0団体 2. 変わらない 82団体 3. 増加 2団体

Q. 前月と比較して景況はどうか。

1. 好転 3団体 2. 変わらない 76団体 3. 悪化 5団体

Q. 政府が講じている施策（経営改善計画策定支援、セーフティネット貸付、借換保証等）は周知されているか。

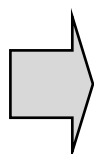
1. 周知されている 67団体 2. 周知されていない 17団体

2. 商工会ヒアリング

Q. 最近の金融機関の新規融資の姿勢に変化が見られるか

Q. 最近の金融機関の条件変更の姿勢に変化が見られるか

⇒両問ともに、9割の商工会が「変わらない」と回答。



5月に入ってから、金融機関の対応や事業者の状況について、目立った変化は見られず、大きな混乱は見られない状況。


○「経営改善・資金繰りに関する意見交換会」の概要

地域の実情をきめ細かく把握するため、全国15地域（平成25年3月9日～5月20日）において、副大臣及び大臣政務官及び事務方が、中小企業・小規模事業者の経営者等との意見交換会を開催。主な意見は以下のとおり。

◇開催先：15地域

（北海道帯広市、北海道千歳市（平政務官）、岩手県北上市、山形県鶴岡市（佐藤政務官）、富山県富山市、岐阜県岐阜市（佐藤政務官）、大阪府堺市（菅原副大臣）、兵庫県神戸市（赤羽副大臣）、広島県広島市、山口県下関市（赤羽副大臣）、香川県高松市、徳島県徳島市、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市、沖縄県那覇市（平政務官））

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来による金融機関の対応について
 - ・中小企業・小規模事業者の経営者は、金融円滑化法の期限到来による金融機関の融資対応に概ね変化はないとの評価。
 - ・一方、経営者は、金融機関の融資対応が今後変化していくのではないかと、取引先が影響を受けるのではないかと不安の声がある。
 - ・こうした不安を払拭させるためには、金融機関が対応方針を広く周知するとともに、支店の担当者レベルまで徹底させることが必要。
 - ・条件変更に応じるだけでは問題の先送りのため、経営改善を促すべき。
2. 資金繰りについて
 - ・金融機関の融資にあたっては、売上高だけで判断するのではなく、将来性など目利きを活かして判断してほしい。
 - ・当面の資金繰りに問題はなく、資金繰りよりも仕事を増やして欲しい、業種によっては人材不足の方が課題との意見あり。
3. 支援施策について
 - ・支援施策が地域の中小企業・小規模事業者の隅々まで伝わっていない。知っていても、ハードルが高いイメージがあって活用できていない。
 - ・地域の既存事業が縮小していく中、新事業への進出を検討している経営者は多く、支援施策によるサポートが必要。

- 
- 円滑化法期限到来後も、金融機関の対応に概ね変化はないものの、今後の対応に不安を感じるなどの事業者からの声も寄せられており、引き続き、金融機関の対応を注視していく必要あり。
 - 他方、売上高だけでなく、事業の将来性を含めて融資判断してほしいといった、金融機関の目利き能力向上を望む意見があった。
 - 政府の支援策については、事業者の隅々までにはまだまだ伝わっていない状況であり、引き続き広報に努めていく必要がある。

○中小企業・小規模事業者の倒産動向（詳細は別紙1～5参照）

東京商工リサーチ（TSR）、帝国データバンク（TDB）

- ・2013年4月の中小企業の倒産数はTSRデータで899件（前年同月比10%減）、TDBデータで837件（前年同月比5%減）となっており、3月に引き続き減少傾向で推移。なお、TSRについては、4月の倒産件数が900件を割り込んだのは22年ぶり。
- ・他方、金融円滑化法に基づいて、貸付条件の変更を行ったにも関わらず、その後、倒産に至った事業者数については、2013年4月はTSRで41件、TDBで52件となり、月別の倒産件数ではどちらも過去最多となった。

業種別の中小企業倒産数（TSRデータ） ※上段は件数、下段は前年度比

	建設業	小売業	卸売業	製造業	運輸業	その他	合計
2010年度	3,436件	1,532件	1,742件	2,045件	467件	3,778件	13,000件
2011年度	3,375件 ▲1.8%	1,436件 ▲6.3%	1,659件 ▲4.8%	1,840件 ▲10.0%	417件 ▲10.7%	3,930件 4.0%	12,657件 ▲2.6%
2012年度	2,867件 ▲15.0%	1,412件 ▲1.7%	1,689件 1.8%	1,788件 ▲2.8%	458件 9.8%	3,473件 ▲11.6%	11,687件 ▲7.7%
うち 3月	216件 ▲26.0%	116件 ▲6.5%	125件 ▲26.0%	163件 1.9%	28件 ▲22.2%	278件 ▲25.8%	927件 ▲19.9%

信用保証協会の代位弁済件数（小規模事業者）

- ・信用保証協会の代位弁済件数につき、小規模事業者の動向については、2013年3月は3,130件で前年同月比13%減。年度データでも、2012年度の同代位弁済件数は26,124件となり、2011年度29,003件と比べ、前年度比9.9%減。
- ・また、業種別に見ると、2012年度は建設業7,028件（前年度比18.6%減）、小売業3,875件（前年度比5.8%減）、卸売業3,565件（前年度比3.8%減）という状況となった。

業種別的小規模事業者の代位弁済件数 ※上段は件数、下段は前年度比

	建設業	小売業	卸売業	製造業	運輸業	その他	合計
2010年度	9,844件	4,376件	3,920件	4,124件	784件	8,806件	31,854件
2011年度	8,636件 ▲12.3%	4,114件 ▲6.0%	3,705件 ▲5.5%	3,454件 ▲16.2%	707件 ▲9.8%	8,387件 ▲4.8%	29,003件 ▲9.0%
2012年度	7,028件 ▲18.6%	3,875件 ▲5.8%	3,565件 ▲3.8%	3,161件 ▲8.5%	717件 1.4%	7,778件 ▲7.3%	26,124件 ▲9.9%
直近 3月	792件 ▲27.5%	445件 ▲8.1%	450件 ▲9.5%	418件 ▲9.7%	107件 39.0%	918件 ▲8.4%	3,130件 ▲13.4%

○平成24年度補正予算における中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援・経営改善支援策の利用状況

- ◇日本公庫・商工中金・保証協会による金融支援（3/1から受付開始）
- ・日本公庫・商工中金による経営支援型等のセーフティネット貸付（最大で基準金利▲0.6%）

【補正予算措置：1,326億円、事業規模：5兆円】

- ・事業再生等に取り組む中小企業の財務基盤を強化し、民間金融機関の資金供給を促進する日本公庫の資本性劣後ローンを創設・拡充

【補正予算措置：986億円、事業規模：3,600億円】

- ・経営力強化保証を中心とした借換保証制度を促進し、既往債務の一本化を通じて返済負担を軽減。（経営力強化保証：保証料▲0.2%）

【補正予算措置：500億円、事業規模：5兆円】

※予備費で措置した951億円、2.9兆円と合わせた事業規模。

【実施状況】

セーフティネット貸付（平成25年3月1日から5月17日まで）

35,929件、7,297億円

資本性劣後ローン（平成25年3月1日から5月17日まで）

156件、109億円

借換保証（平成24年12月1日から平成25年4月30日まで）

76,985件、1兆4,709億円

◇経営改善計画策定支援事業

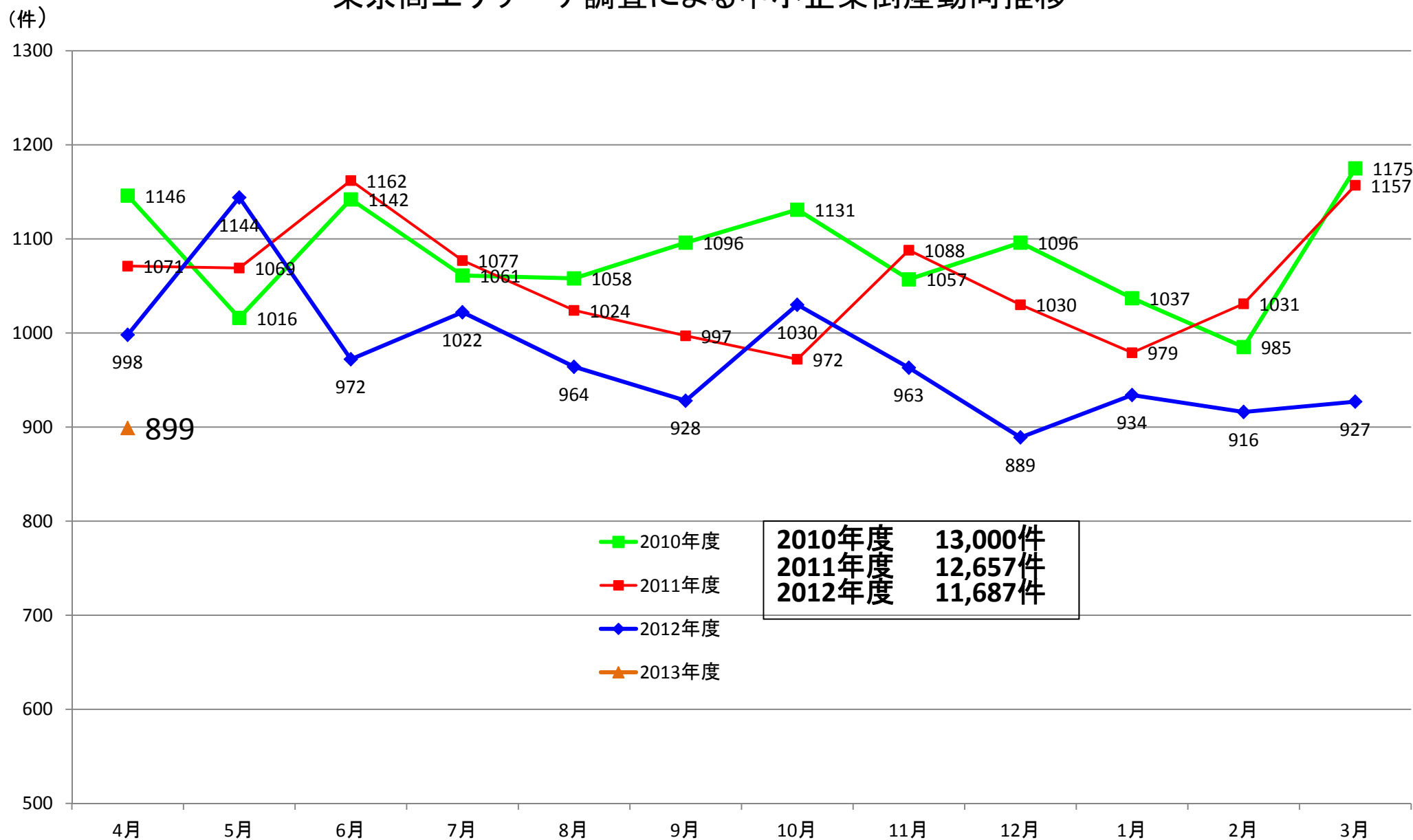
認定支援機関が経営改善計画の策定等を支援。2万社を対象に計画策定等費用の2/3を補助（上限200万円）。【予算措置：405億円】

【実施状況】

3/8から相談受付開始。

5/24現在、相談1,413件、利用申請64件、策定支援決定41件

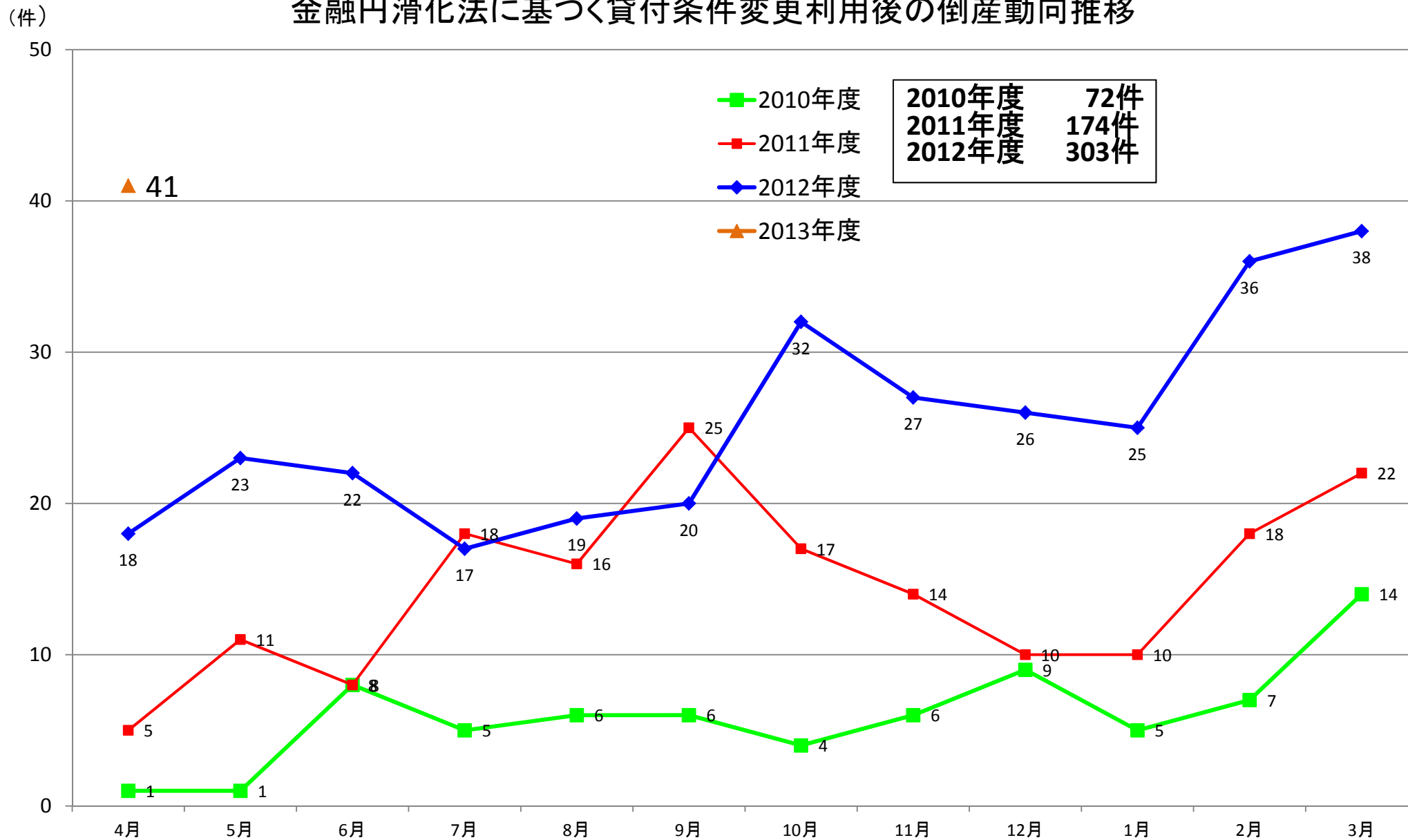
東京商工リサーチ調査による中小企業倒産動向推移



※東京商工リサーチの調査データを再編加工

※倒産:負債総額1,000万円以上の法的倒産(会社更生、民事再生、破産)及び私的倒産(銀行停止処分等)

東京商工リサーチ調査による 金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向推移



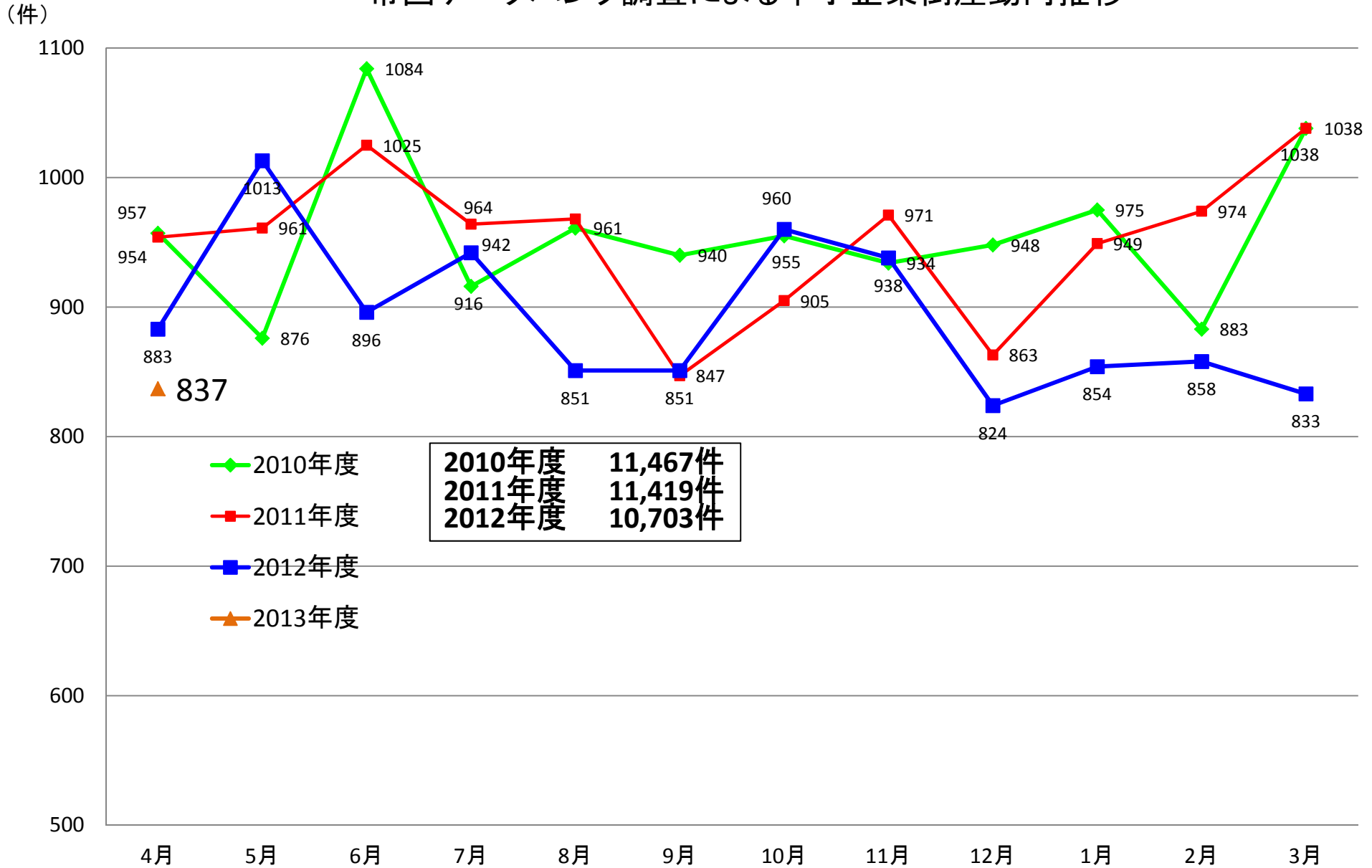
2010年度	72件
2011年度	174件
2012年度	303件

※東京商工リサーチの調査データを再編加工

※倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産(会社更生、民事再生、破産)及び私的倒産(銀行停止処分等)

※金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産は、調査で把握できた金融円滑化法に基づく貸付条件変更を利用した倒産企業について集計したもの

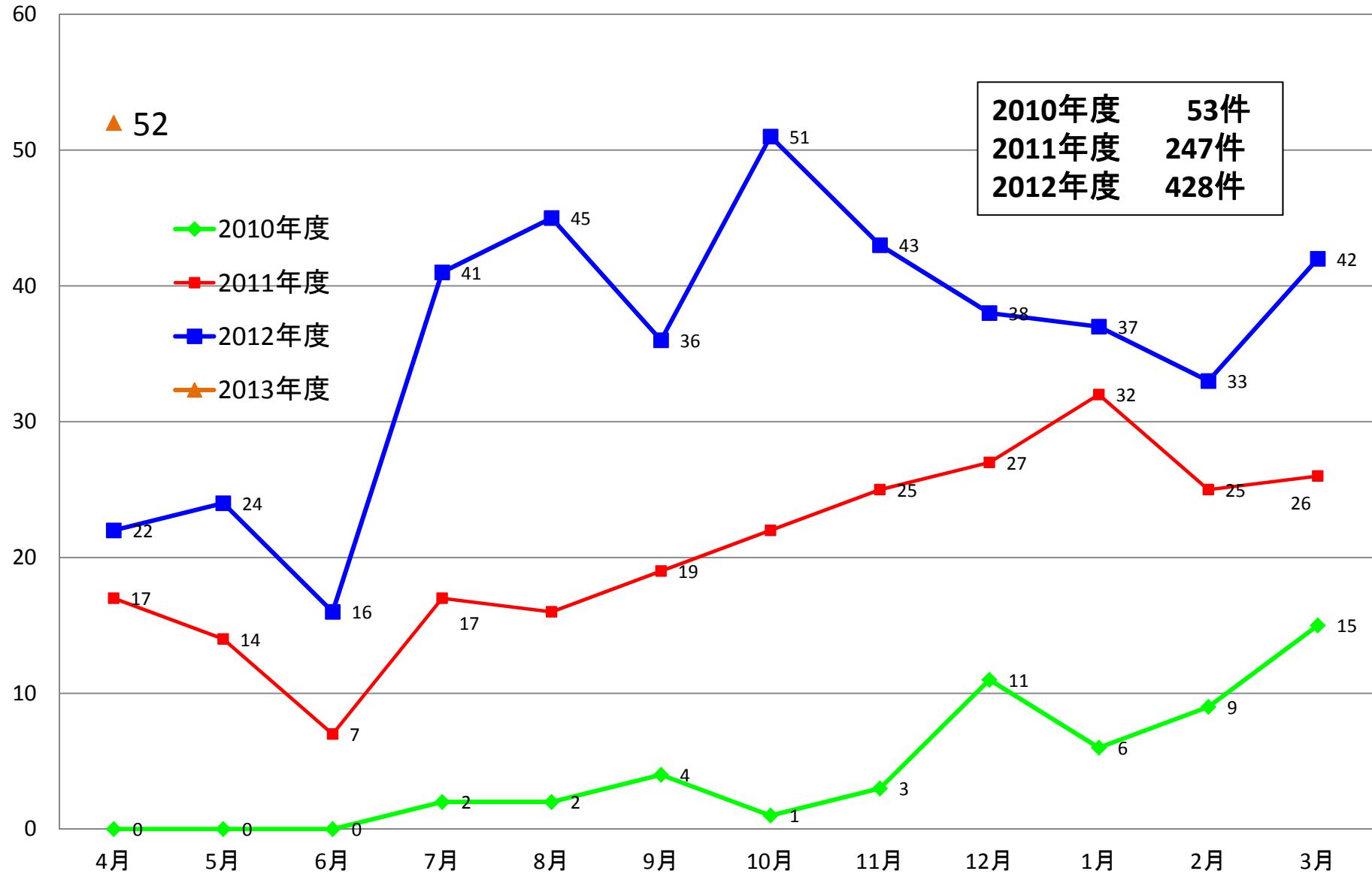
帝国データバンク調査による中小企業倒産動向推移



※帝国データバンクの調査データを再編加工
※倒産: 負債総額1,000万円以上の法的倒産(会社更生、民事再生、破産)

帝国データバンク調査による 金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向推移

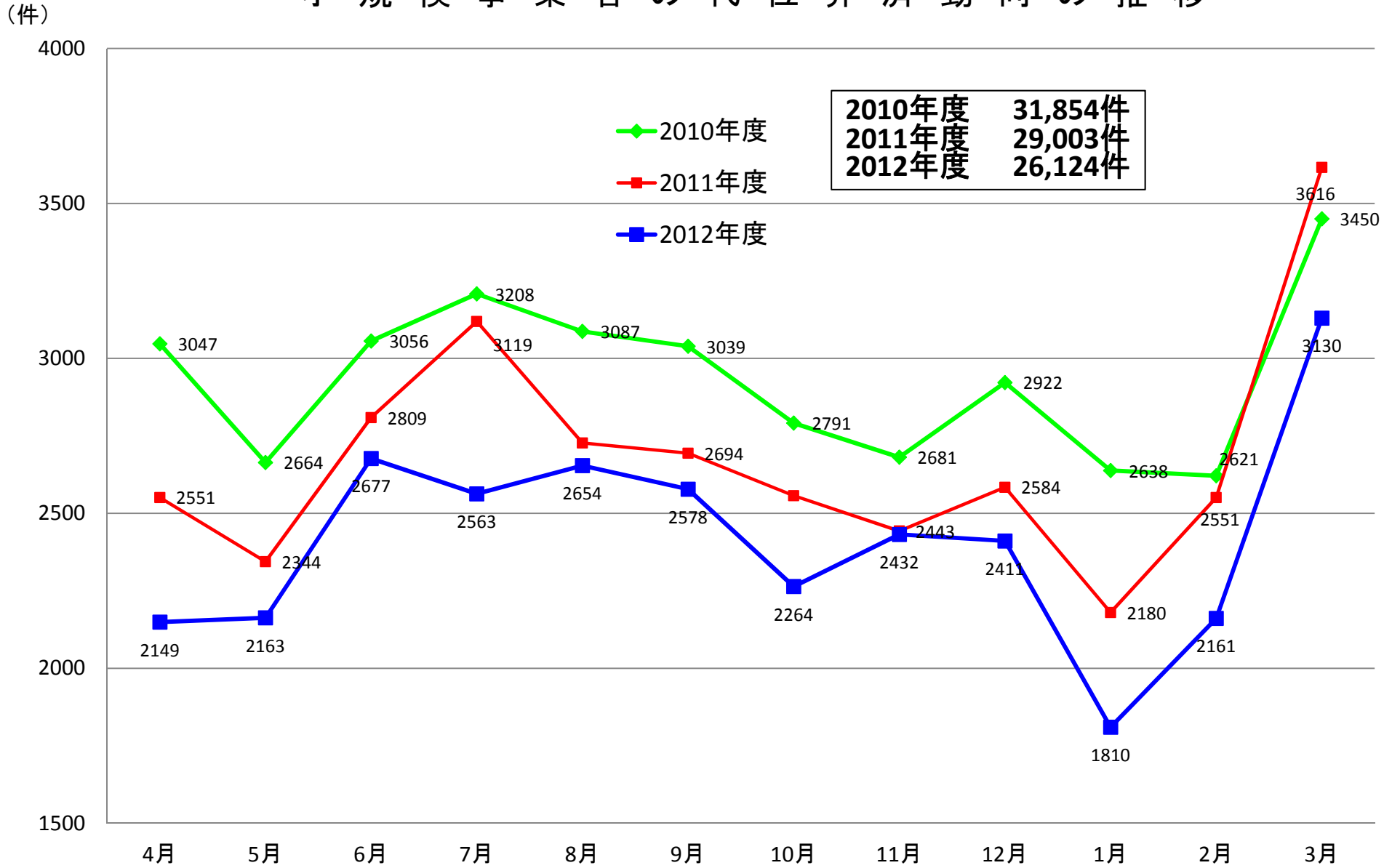
(件)



2010年度	53件
2011年度	247件
2012年度	428件

※帝国データバンクの調査データを再編加工
※倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産(会社更生、民事再生、破産)
※金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産は、調査で把握できた金融円滑化法に基づく貸付条件変更を利用した倒産企業について集計したもの

小規模事業者の代位弁済動向の推移



※全国信用保証協会連合会明細データより作成
※年度累計は、債務者数を名寄せしているため、各月の合計値とは必ずしも一致しない。